

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

総則(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

基準	項目	内容	市の考え
参酌	家庭的保育事業者等の一般原則	利用乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重した運営	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。ただし、本市独自基準として、暴力団排除の規定を追加する。
参酌		地域社会との交流及び連携	
参酌		自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める	
参酌		定期的に外部の評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努める	
参酌		事業の目的を達成するために必要な設備を設置	
参酌		事業所の構造設備等への考慮	
従うべき	他施設との連携	保育所、幼稚園又は認定こども園との連携	
参酌	非常災害	非常災害時に必要な設備の設置及び訓練	
参酌	職員の要件	職員は、健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、熱意があり、できる限り訓練を受けたもの	
参酌		職員は、自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める	
従うべき	子どもへの対応	子どもを平等に取り扱う原則	
従うべき		虐待の禁止	
従うべき		懲戒にかかる権限の濫用禁止	
参酌	衛生管理	設備、食器等又は飲用に供する水の、衛生的な管理	
参酌		感染症等の予防又はまん延防止措置	
従うべき	食事	自園調理	
従うべき		食事の提供の特例(連携施設からの搬入)	
従うべき	その他運営に関する基準	利用乳幼児及び職員の健康診断	
従うべき		内部規程の規定	
従うべき		必要な帳簿の整備	
従うべき	その他運営に関する基準	秘密の保持	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
参酌		苦情への対応	

家庭的保育事業

基準	項目	内容	市の考え
参酌	設備の基準	保育専用の部屋の設置	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
参酌		保育室の面積基準	
参酌		保健衛生上必要な設備の設置	
参酌		調理設備及び便所の設置	
参酌		屋外における遊戯等に適した広さの庭の確保	
参酌		庭の面積基準	
参酌		消火設備の設置及び訓練の実施	
従うべき	職員	家庭的保育者、嘱託医及び調理員の設置	
従うべき		家庭的保育者の条件	
従うべき		家庭的保育者1人につき保育できる乳幼児は、3人以下。補助者が一緒の場合は、5人以下。	
参酌	保育時間	保育時間は1日につき原則8時間	
参酌	保護者との連絡	保護者との密接な連絡	

小規模保育事業

基準	項目	内容	市の考え	
従うべき	小規模保育事業の区分	区分は、小規模保育事業A型、B型及びC型	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。	
参酌	小規模保育事業A型	設備の基準		乳児又は2歳未満児が利用の場合、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設置
参酌				乳児室又はほふく室の面積基準
参酌				満2歳以上児が利用の場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設置
参酌				保育室又は遊戯室の面積基準
参酌				乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は耐火建築物又は準耐火建築物
従うべき	職員	保育士、嘱託医及び調理員の設置		次の合計数に1加えた数以上
従うべき				①乳児 概ね3人に1人 ②1～3歳未満児 概ね6人に1人 ③3～4歳未満児 概ね20人に1人 ④4歳以上 概ね30人に1人

基準	項目		内容	市の考え
従うべき	小規模保育事業B型	職員	保育士、嘱託医及び調理員の設置	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
従うべき			次の合計数に1加えた数以上で半数以上は保育士 ①乳児 概ね3人に1人 ②1～3歳未満児 概ね6人に1人 ③3～4歳未満児 概ね20人に1人 ④4歳以上 概ね30人に1人	
参酌	小規模保育事業C型	設備の基準	乳児又は2歳未満児が利用の場合、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設置	
参酌			乳児室又はほふく室の面積基準	
参酌			満2歳以上児が利用の場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設置	
参酌			保育室又は遊戯室の面積基準	
参酌			乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は耐火建築物又は準耐火建築物	
従うべき	職員	家庭的保育社、嘱託医及び調理員の設置	家庭的保育者1人につき保育できる乳幼児は、3人以下。補助者が一緒の場合は、5人以上	
従うべき			利用定員は6人以上10人以下	
従うべき				

居宅訪問型保育事業

基準	項目	内容	市の考え
従うべき	保育内容	居宅訪問型保育事業で提供する保育内容	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
参酌	設備等	専用区画の確保及び必要な設備・備品の整備	
従うべき	職員	家庭的保育者1人につき保育できる乳幼児は、1人	

事業所内保育事業

基準	項目		内容	市の考え
参酌	定員		利用定員の区分に応じ、その他の乳幼児の定員枠を設定	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
参酌	保育所型事業所内保育事業所(20人以上)	設備の基準	乳児又は2歳未満児が利用の場合、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設置	
参酌			乳児室又はほふく室の面積基準	
参酌			満2歳以上児が利用の場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設置	
参酌			保育室又は遊戯室の面積基準	
参酌			乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は耐火建築物又は準耐火建築物	
従うべき	職員	保育士、嘱託医及び調理員の設置		

基準	項目		内容	市の考え
従うべき	保育所型事業所内保育事業所(20人以上)	職員	次の合計数以上 ①乳児 概ね3人に1人 ②1～3歳未満児 概ね6人に1人 ③3～4歳未満児 概ね20人に1人 ④4歳以上 概ね30人に1人	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
従うべき		連携施設の特例	連携施設を確保しないことが可能	
従うべき	小規模型事業所内保育事業所(19人以下)	職員	保育士、嘱託医及び調理員の設置	
従うべき			次の合計数に1加えた数以上で半数以上は保育士 ①乳児 概ね3人に1人 ②1～3歳未満児 概ね6人に1人 ③3～4歳未満児 概ね20人に1人 ④4歳以上 概ね30人に1人	
従うべき	附則		食事の提供の経過措置	
従うべき			連携施設に関する経過措置	
従うべき			小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置	
従うべき			小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置	

宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

特定教育・保育施設の運営に関する基準

基準	項目	内容	市の考え
従うべき	利用定員に関する基準	認定子ども園及び保育所の利用定員数は20人以上	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
従うべき		利用定員は小学校就学前子どもの区分ごとに規定	
従うべき	運営に関する基準	運営の内容及び手続の、利用申込者への説明及び同意	
従うべき		正当な理由のない提供拒否を禁止	
従うべき		認定子ども園又は幼稚園は、申込者が定員を超える場合は、抽選、申込み順による決定等、公正な方法により選考	
従うべき		認定子ども園又は保育所は、申込者が定員を超える場合は、保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう、選考	
従うべき		利用について市が行うあっせん、調整及び要請に対して協力	
参酌		特定教育・保育の提供に当たって、子どもの心身の状況、置かれている環境等を把握	
参酌		子どもに係る情報の提供その他小学校等と密接に連携	
従うべき		特定教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払を受ける	
参酌		提供する特定教育・保育の質の評価を行い、結果を公表し、常にその改善を図るよう努める	
参酌		子どもや保護者に相談対応と援助	
参酌		子どもに体調の急変が生じた場合、速やかに保護者や医療機関への連絡等の措置	
参酌		運営規定を規定	
参酌		職員の勤務体制と研修の機会を確保	
参酌		利用定員の遵守	
参酌		運営規定等、重要事項の提示	
従うべき		子どもを平等に取り扱う原則	
従うべき		虐待の禁止	
従うべき		懲戒にかかる権限の濫用禁止	
従うべき		秘密の保持	
参酌		提供する特定教育・保育に関する情報の提供	
参酌	施設紹介に対する利益供与の禁止		

基準	項目	内容	市の考え
参酌	運営に関する基準	苦情解決	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
参酌		地域との連携	
従うべき		事故発生の防止及び発生時の対応	
参酌		他の事業の会計との区分	
参酌		記録の整備	
従うべき	特例施設型給付費に関する基準	保育園の特別利用保育の基準	
従うべき		幼稚園の特別利用教育の基準	

特定地域型保育事業の運営に関する基準

基準	項目	内容	市の考え
従うべき	利用定員に関する基準	家庭的保育事業 1～5人 小規模保育事業A及びB型 6～19人 小規模保育事業C型 6～10人 居宅訪問型保育事業 1人	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
従うべき	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	
従うべき		正当な理由のない提供拒否の禁止	
従うべき		申込者が定員を超える場合は、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考	
従うべき		利用について市が行うあっせん、調整及び要請に対して協力	
参酌		特定教育・保育の提供に当たって、子どもの心身の状況、置かれている環境等を把握	
従うべき		連携施設の確保	
従うべき		特定地域型保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払を受ける	
参酌		提供する特定地域型保育の質の評価を行い、結果を公表し、常にその改善を図るよう努める	
参酌		運営規定を規定	
参酌		職員の勤務体制と研修の機会を確保	
参酌		利用定員の遵守	
参酌		記録の整備	
従うべき		附則	小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置
従うべき	連携施設に関する経過措置		

宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

基準	項目	内容	市の考え
参酌	放課後児童健全育成事業の一般原則	小学校就学児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものが対象	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。ただし、本市独自基準として、暴力団排除の規定を追加する。
参酌		発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立と、健全な育成を図ることを目的とする	
参酌		利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営	
参酌		地域社会との交流及び連携	
参酌		運営内容について評価を行い、結果を公表するよう努める	
参酌		事業所の構造設備等への考慮	
参酌	非常災害	非常災害時に必要な設備の設置及び訓練	
参酌	職員の要件	職員は、健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、熱意があり、できる限り訓練を受けたものとする	
参酌		職員は、自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める	
参酌	設備の基準	専用区画の設置と必要な設備及び備品の整備	
参酌		専用区画の面積基準(児童1人につき概ね1.65㎡)	画一的に設定することで待機児童が生じることのないよう、当分の間は経過措置を設ける
従うべき	職員	放課後児童支援員の設置	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
従うべき		放課後児童支援員数は、施設毎に2人以上。ただし、そのうちの1人を除き補助員でも可。	児童数に応じた支援員数の規定を定める。 ～35人 支援員2人以上 36～70人 支援員3人以上 71人～ 支援員4人以上
従うべき		放課後児童支援員の条件	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
参酌		一施設の受入児童数は概ね40人以下	画一的に設定することで待機児童が生じることのないよう、当分の間は経過措置を設ける
参酌	運営について	利用者を平等に取り扱う原則	
参酌		虐待の禁止	
参酌	衛生管理	設備、食器等又は飲用に供する水の、衛生的な管理	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。
参酌		感染症等の予防又はまん延防止措置	
参酌	その他運営に関する基準	内部規程の規定	

基準	項目	内容	市の考え
参酌	その他運営に関する基準	必要な帳簿の整備	国の示す基準が妥当であることから、国基準通りとする。ただし、1年の開所日数については本市基準(281日以上)により規定する。
参酌		秘密の保持	
参酌		苦情への対応	
参酌		事故発生時の対応	
参酌	開所時間及び日数	開所時間は1日につき、学校休業日は原則8時間。その他は原則3時間。	
参酌		開所日数は1年につき、原則250日以上	
参酌	保護者との連絡	保護者との密接な連絡	
参酌	関係団体との連携	市、小学校等の関係団体との密接な連携	
従うべき	附則	職員に関する経過措置	